

収支報告書 (令和 6 年分)

(じゅうみんしゅとうちばけんちばしみどりくだいじゅうよんしぶ)

1 政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市緑区第十四支部

2 主たる事務所の所在地 千葉市緑区鎌取町230

3 代 表 者 の 氏 名 松坂 吉則 /

4 会計責任者の氏名 田邊 正善 /

(担当者) 松坂吉則

(電話) 043-291-2626



1	9	8	0	9	0
---	---	---	---	---	---

底	內	郵	資	國	全	領	N
解	後	電	N	N	集	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
T		1/29	K		

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

□ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

□ 政 党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

□ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

□ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

□ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	←	十億	百万	千	円
			3,835	658	円
① (前年からの繰越額)	←		325	658	円
② (本年の収入額 = $A + B + C + D + E + F + G$)	←		3,510	000	円
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			2,159	000	円
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			1,676	658	円

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。→

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	十億	百万	千	円
				0
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円 1,000,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	2,510,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,510,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	3,510,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
松坂吉則		1,000	000		6.1.6	千葉県千葉市中央区春日1－5－3－2	会社役員	
こ の 頁 の 小 計		1,000	000		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附			0					
合 計		1,000	000					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」を記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分	法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名 備 考
	十億	百万	千	円			
株式会社ライト建設			120,000		6.1.30	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1丁目6番7号 カーサ幕張101号	齋藤久司
医療社団法人ブルーバード青い鳥クリニック千葉			240,000		6.1.31	千葉県千葉市中央区弁天1-33-2	篠崎勇介
株式会社 奥野設計			120,000		6.2.7	東京都中野区東中野3-20-10	奥野覚
株式会社 豊和企画			60,000		6.2.9	千葉県千葉市緑区おゆみ野中央6-27-12	金子賢通
株式会社 千都建築設計事務所			120,000		6.2.14	千葉県千葉市美浜区真砂3-1-2 千都ビル	山田雅敏
株式会社 DSS			120,000		6.2.15	千葉県千葉市稲毛区長沼原町3634番地2	地引忠洋
株式会社 丸藤工業			60,000		6.2.20	千葉県匝瑳市横須賀2815-1	伊藤栄治
株式会社 ダイリン			60,000		6.2.20	千葉県千葉市稲毛区山王町135番地3	太田寛
有限会社 いなばん			120,000		6.2.22	千葉県千葉市美浜区新港150-2	石橋美和子
千葉グリーン工業株式会社			120,000		6.2.29	千葉県千葉市若葉区貝塚町579番地の1	高田宏
株式会社 市原組			120,000		6.3.29	千葉県千葉市美浜区幕張西3-1-15	本橋誠之
株式会社 エムアイ工業			120,000		6.4.30	千葉県四街道市大日890-25	市原崇好
池田工建株式会社			10,000		6.5.7	千葉県千葉市若葉区源町109番地	池田喜美夫
株式会社 豊和企画			60,000		6.7.12	千葉県千葉市緑区おゆみ野中央6-27-12	金子賢通
シンコー株式会社			120,000		6.7.16	千葉県千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部博文
こ の 頁 の 小 計			1,570,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千	円				
株式会社進栄			120,000		6.7.22	千葉県千葉市若葉区桜木2丁目6番2号	浅野茂春	
株式会社ダイリン			120,000		6.7.22	千葉県千葉市稲毛区山王町135番地3	太田寛	
株式会社小柳組			120,000		6.7.29	千葉県千葉市稲毛区小仲台6丁目20-2	小柳雅久	
鶴沢建設株式会社			120,000		6.7.31	千葉県千葉市若葉区千城台西1丁目38-1	鶴沢朋生	
株式会社丸藤工業			60,000		6.7.31	千葉県匝瑳市横須賀2815-1	伊藤栄治	
株式会社アイテック			120,000		6.8.9	千葉県千葉市緑区古市場町474-114	石井龍一	
株式会社柴田組			120,000		6.8.9	千葉県千葉市稲毛区山王町66-3	柴田哲男	
株式会社エムアイ工業			40,000		6.11.28	千葉県四街道市大日890-25	市原崇好	
池田工建株式会社			120,000		6.12.9	千葉県千葉市若葉区源町109番地	池田喜美夫	
こ の 頁 の 小 計			940,000		→ ※ 下記注意(2)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計			2,510,000					

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	人 件 費				278,000						
	(2)	光 熱 水 費										
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費				488,000						
	(4)	事 務 所 費				828,000						
小 計 ((1)～(4))						1,594,000						
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1)	組 織 活 動 費				487,000						
	(2)	選 挙 関 係 費										
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※										
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費										
	イ	宣伝事業費										
	ウ	政治資金パーティー開催事業費										
	エ	その他の事業費										
	(4)	調 査 研 究 費				78,000						
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金										
	(6)	そ の 他 の 経 費										
小 計 ((1)～(6))						565,000						うち本部・支部間の交付金合計
合 計						2,159,000						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 29 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市緑区第十四支部

会計責任者の氏名 田邊 正善



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要